

公益社団法人鳥取県防犯連合会の運用に関する規則

(特別手当)

第57条 報酬を支給する役員に対し、月額による特別手当を支給し、その額は理事会の承認を得て、会長が定める。この場合において、特別手当の額は、給与条例及び管理職手当に関する規則（昭和33年10月鳥取県人事委員会規則第22号）を準用し、別表第3で定めたところによる。

別表3（第57条関係）

報酬を支給する役員の特別手当の額

職 種	特別手当支給額	備 考
役 員	25,000円	1種から6種までのうち、5種（給料月額×100分の12）を適用して算出